

2 学校教育と民俗音楽・芸能のフィールド

学校教育と民俗音楽・民俗芸能のフィールドは、どのようにかかわっているのか、あるいはきたのか、といった点について、その背景を探るとともに、かかわりの実際について事例を通して紹介します。

1 「子ども」との基本的なかかわり

民俗音楽や民俗芸能には、子どもが参加しているものがたくさんあり、そこには芸能を伝えるための教育活動が存在します。長い間その地域で継承されてきたものであるが故に、それらを「伝える」という行為の中には、持続性のある確かな教育力を認めることができるのです。

例えば、新潟県村上市の村上大祭は、18の「おしゃぎり」と呼ばれる豪華な屋台の巡行とそれに伴うお囃子が有名です。お囃子の教え方は、その全体を何度も繰り返し練習し、身体を通して身につけていくやり方です。長い年月をかけ、子どもたちは地域の音楽文化を友達や先達とともに継続的に学習し、文化的実践者として成長していきます。こうしたシステムや方法は、学校とは異なることも多いわけです。いずれにしてもここには確かな教育力があると言えます。

2 学校教育と地域の連携

民俗音楽や民俗芸能はまた、地域の学校にとっても様々な意味で魅力的な存在です。これらを教育活動に取り入れることは、特殊なことではなく、むしろ全国的な広がりを見せています。

加藤富美子を研究代表者とする平成13年の全国的な調査では、960件の市町村教育委員会に対して「地域の民謡・民舞・民俗芸能の学習に取り組んでいる学校に関するアンケート」を実施し、470件の回答を得ています。このうち281の教育

委員会から「活動をしている学校がある」との回答がありました（加藤2002）。

こうした学校の動きの背景にはいったい何があるのでしょうか。学校教育を取り巻く近年の動きを、学習指導要領を中心に以下概観します。

第一は「総合的な学習の時間」の創設です。平成10年の第6次学習指導要領改訂では、体験的、問題解決的な学習が重視され、「各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること」が求められ、総合的な学習の時間が新設されました。

第二に「伝統や文化に関する教育の充実」をあげることができます。平成18年に教育基本法が改正され、その目標の中に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という文言が入りました。これに基づき学校教育法が改正され、続いて学習指導要領の改訂となりました。

第三に「社会に開かれた教育課程」の実現です。「学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠である」とされています。

こうした中、地域と学校の協働活動を推進する仕組みも整えられてきています。平成29年には、社会教育法が改正され、地域と学校の連携協力体制や、地域学校協働活動推進員に関する規定が整備されました。地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校と連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関して地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備を行

なっています。推進員は、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、活動を支える役割を期待されています。地域と学校をつなぐ組織の構成、再編やコーディネーター役としての地域学校協働活動推進員の活動、活用といったことが、今後益々重要になってくるでしょう。

3 かかわりの実際

次に「かかわりの実際」について、具体例をあげながら考えてみましょう。ここでは、新潟県柏崎市の綾子舞伝承活動に着目します。

綾子舞は、新潟県柏崎市女谷にある二つの集落、下野と高原田に伝わる小歌踊り・囃子舞・狂言からなる芸能です。出雲のお国らが演じた初期歌舞伎踊りの系譜を引くものとされ、昭和51年国の重要無形民俗文化財に指定されました。また、令和4年には、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。

綾子舞の継承はしかし、過疎化、少子化、学校の閉校、統合による伝承の危機の繰り返しとそれに伴う組織再編の歴史でもあります。「かかわりのしくみ」は、学校教育とフィールド（実践の現場）とが一体化しながら、時々の状況において作り替えられてきました。

学校における綾子舞の伝承活動は、昭和45年、女谷を学区に持つ鶴川小学校においてクラブ活動として発足しています。しかし、児童数の減少は止まらず、昭和51年、国指定となったことを契機として、全校の課外活動として取り組むようになります。ところが、児童減少がなおも続いたため、昭和58年、鶴川中学校が伝承学習を開始し、ここに小中を通した学びの体制ができあがりました。

さらなる児童生徒の減少に伴い、平成2年には小中合同の伝承学習が開始、全児童生徒が下野、高原田それぞれの座元に所属するようになります。これに合わせるように、平成3年には、市社会教育課主幹による「綾子舞伝承者育成講座」が開設され、伝承活動が柏崎市全体に開放されまし



写真1 稽古の様子（南中学校 令和5年6月）

た。

平成3年、鶴川中が新設の南中学校に統合されます。南中学校では、「綾子舞クラブ」が特設され、伝承学習が引き継がれます。現在、稽古は新道小学校、南中学校の2箇所で行われています。

こうした伝承学習継続の背景には、長年培われた、学校と教育委員会、そして、下野、高原田二つの保存会の協働体制による組織づくりと役割分担があります。南中学校、新道小学校、柏崎市教育委員会それぞれの立場において、果たすべき役割を明確にし、相互に確認し合いながら円滑な運営がなされているのです。

4 何を学び、何を身に付けるか

ここであらためて、民俗芸能が内包する様々な要素と教育とのかかわりについて考えてみましょう。民俗芸能から児童生徒は何を学び身につけることができるのでしょうか。以下に、私なりの整理をしました。子どもの成長を次の7点から捉えてみました。

- (1) 芸能を生み出した感性への覚醒と伸長
- (2) 芸能そのものが持つ特性と教育的価値
- (3) 社会的文化的なつながりと伝統文化の理解
- (4) 学びの主体性と協同性
- (5) 表現者としての成長
- (6) 自分につながる文化、自分から広がる文化の自覚

(7) 文化創造の主体者としての意識と成長

5 広がる伝承の場

さて、綾子舞の伝承の動きは、学校に閉じられたものではありません。先ほどお話ししたように、すでに平成3年には、当時の社会教育課主幹による「綾子舞伝承者養成講座」が開設され、これ以来今日まで本講座が継続されています。

「養成講座」参加者の構成は、新道小学校と南中学校における「綾子舞伝承学習」参加者でなおも学びを深めたい小中学生、それに、新道小、南中学区以外の児童生徒、そして高校生、この高校生の多くは、小中学校の伝承学習を経て、さらに綾子舞をきわめようとしている若者です。そして、一般からの希望者、これには、笛や太鼓などの囃子方の希望者も含まれます。

このようにして、綾子舞伝承の輪は、下野・高原田という地域の人々から、鶴川小・鶴川中、さらに新道小、南中学区に広がり、その範囲をも乗り越え、市民全体へと広がっていったのです。

ここで、現在までに作り上げられた綾子舞伝承組織を整理しました(図1)。これによりそれぞれの関係性と伝承組織の構築の実際を見てみましょう。

綾子舞の伝承の基本となるのは、この図の中央にある三つの柱です。

左の柱に着目してください。「伝承学習」は、



写真2 綾子舞伝承者養成講座(綾子舞会館 令和5年)

南中学校区の児童生徒を対象とし、希望者が参加します。柏崎市綾子舞保存振興会から下野・高原田の保存会がそれぞれ指導にあたります。伝承学習は、現在小学校3年生から開始されており、多くは毎年参加していることから、ここに小中学校を通じた長期間にわたる稽古の継続が実現しています。

「伝承学習」は、真ん中の柱である、「伝承者育成講座」へとつながります。この講座は、一般市民に開放され、伝承学習参加者のうちから希望する者、南中学校区以外の小中学生、高校生の希望者、加えて、一般市民の希望者が参加します。

養成講座への参加や公演の鑑賞については、一般市民に呼びかけられます。発表の場が設定されていることは重要です。毎年9月第二日曜日に行われる現地公開、及び年に数回の依頼公演があり、ここでの発表は大きな目標となります。

養成講座への市民の参加は後継者育成に直結します。また、公演を市民が鑑賞することは、綾子舞に対する市民の理解と保存会や演じ手のモチベーションにつながっていきます。

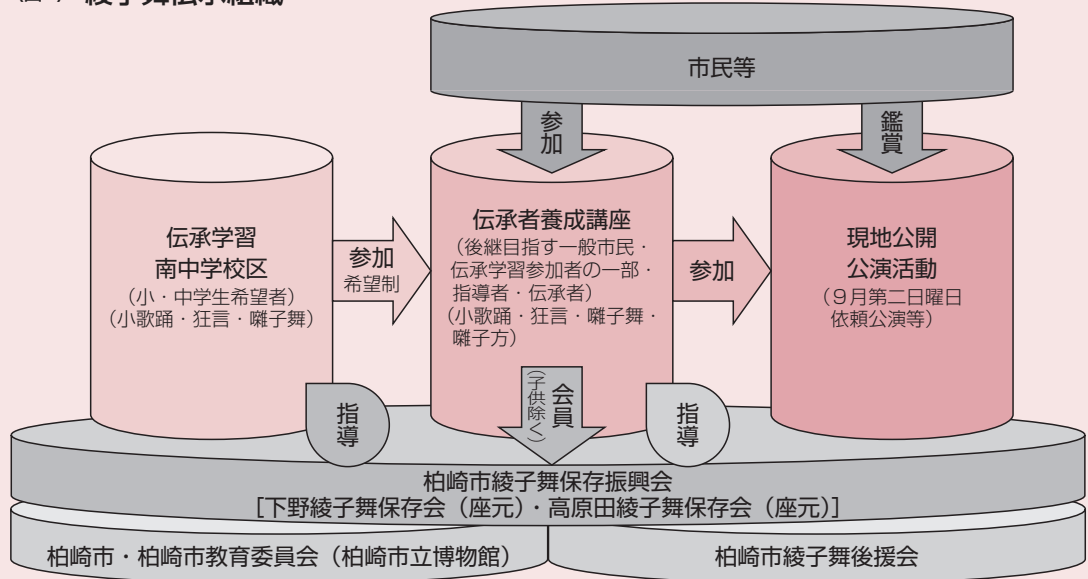
これらの指導を行う組織が「柏崎市綾子舞保存振興会」です。この振興会は、下野、高原田の保存会が一体化した組織であり、指導の核となります。なお、伝承者養成講座の参加メンバーは、子どもを除き、「綾子舞保存振興会」の会員となります。

こうした活動の全体を支えているのが、柏崎市・柏崎市教育委員会及び柏崎市綾子舞後援会です。会場提供、子どもの送迎、記録、種々の企画、記録作成、広報、その他、活動に必要な事柄をサポートする教育委員会、それから市全体で活動を応援する後援会といった組織体制が構築されてきました。

6 多様な場、モノ、コトを(で)つなげる

最後に本日のテーマ「学校教育と民俗音楽・芸能のフィールド」とのかかわりについて、私どもの展望を記します。

〈図1〉 綾子舞伝承組織



* 作図協力：柏崎市教育委員会、柏崎市綾子舞保存振興会事務局

これまでの事例や綾子舞の伝承活動の特徴から次の3つの視点を取り上げました。

- ①学校と地域が地域の文化的素材の価値を認め、それを広く共有し、学びの財とする。
- ②地域の文化的素材を学校の教育活動に取り入れ、地域と協働しながら、社会に開かれた教育課程を志向し、文化創造の主体者としての子供の意識の醸成と成長につなげる。
- ③「学校」や「地域」の範囲を古くからの有り様の中で限定的、閉鎖的に捉えるのではなく、開放されたもの、視点を広げるもの、つながるものとして捉える。

このように考えて近未来を展望しますと、そのポイントは、活動の範囲や視線を地域の中に閉じず、他地域、日本、世界の多様な場へ視点を広げ、モノ、コトをつなげることにありと考えられます。

これまで紹介していたことはすべて、学校と学校が存在する地域という範囲に限定されてきましたが、これからはそうした枠組みを乗り越えて考えることも肝要でしょう。社会に開かれた教育課

程の実現が期待される中、学校は社会や世界と接点を持ち、様々な人々の文化活動の実際とつながり、ダイナミックに教育活動を展開していくことが望まれます。こうした視点からの教育活動は、昨今期待されている「持続可能な開発目標SDG's」やSTEAM教育などとも関連していくことでしょう。この際、伝統を過去のものとするのではなく、伝統は今を生きる人々の活動であり、未来にむかった創造への取り組みであると捉え、民俗音楽・民俗芸能の営為と学校の教育活動を一体的に考えようとするのが大切だと思います。

【参考文献】

加藤富美子（研究代表者）（2002）『地域との連携をはかった民俗芸能の指導の方法論的研究—総合調査と指針の作成—』平成12～13年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書

（伊野義博）